

参議院経済安定・通商産業連合委員会会議録第二号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)午後
三時二十五分開会

出席者は左の通り。

経済安定委員

委員長

理事

委員

通商産業委員

委員長

理事

委員

政府委員

公正取引委
員会委員長

公正取引委
員会委員

経済審議庁
調整部長

通商産業省
企業局長

事務局側

常任委員
会専門員

常任委員
会専門員

常任委員
会専門員

早川 慎一君

高橋 衛君

八木 幸吉君

奥 むめお君

永井純一郎君

中川 以良君

松本 昇君

加藤 正人君

石原幹市郎君

小林 英三君

西川弥平治君

酒井 利雄君

岸 良一君

豊田 雅孝君

藤田 進君

武藤 常介君

白川 一雄君

横田 正俊君

湯地謙爾郎君

岩武 照彦君

小室 恒夫君

桑野 仁君

常任委員 内田源兵衛君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 山本友太郎君

本日、の会議に付した事件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣送付)

○委員長(早川慎一君) それでは只今
から経済安定、通商産業の連合委員会
を開会いたします。

私の独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案、前回の説明を聞きまして、本
日は質疑を継続して頂きたいと思いま
す。なお質疑は大体通産委員のかたが
先に御意見を述べたいと思いま
す。さよう御承知お願います。なお
政府委員側は、通産省の企業局長小
室君、それから公正取引委員会の横田
委員長、同委員の湯地君、それから経
済部長の坂根君、経済審議庁の岩武調
整部長、以上のかたへが見えておら
れます。御承知お願いたいと思いま
す。それではこれから質疑を継続いた
します。

○松本昇君 この前にもちよつと質問
いたしましたのでありますが、まだちよ
つとはつきりしない点がございますの
で、それは再販価格維持についてで
ございますが、八幡製鉄所のような
大きな購買会が、仮にこの再販価格
の契約を契約しなかった場合、それは
どういふことになるのでしょうか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 相手方が
契約をいたさなかつた場合に、この再
販価格維持契約をメーカー、或いは卸
売業者のほうから強制することはでき
ないのではありません。それで若しその同
じ商品について、他の小売業者に再販
売価格維持契約を締結しておりました
て、仮に今の八幡の購買会に対しての
み契約をしない、そうしてその品物
を売るといふことになりますれば、そ
うして契約をしないで売るといふこと
は、八幡の購買会においてその定価を
維持しなくてもよろしいということに
なるわけだろつと思ひますが、そうい
う場合におきましては、その品物につ
いて、或るものに対しては販売契約
を締結し、或るものに対しては販売
契約を締結しないといふような差別取
扱をするといふことはなからうと思
ひます。そういたしますと、場合によ
りましては現行法の、或いは今度の改
正法の公正な取引方法に該当する場合
が生じて来まして、どちらかに一本に
しなければならぬといふことにならう
かと思ひます。

○松本昇君 そのどちらかにならうと
いふのは何ですか、フリーに入幡製鉄
所がやれるといふことになりますと、
一般の小売業者はやはり同じように被
害を受ける可能性が多いのであります
から、そういう場合には、八幡製鉄所
がそういう不公平な取引、入幡製鉄所
から、役所なり或いは公正取引委員会の
ほうから勧告を出して、そういうこと
ができないような措置はできないでし
ょうか。この点は如何でしょうか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) そういう
ことはできないと思ひます。役所のほう
からそれを強制せよとか、或いは
それに従ふようにといふ意味の勧告は
公正取引委員会としては無理かと思
ひます。

○松本昇君 そうすると、そういう場
合にはこの法案が通過いたしまして
も、現在やられておつたと同じような
ことが八幡製鉄所あたりが自発的にや
れば効果は、殆んど一般の業者に与え
る影響は同じといふても差支えないの
でしようか、その点はどうかでし
ょうか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 先ほども
申しました通り、或るものについて再
販価格維持を締結するといふことによつ
て品物を供給する、或るものについて
はそういう契約をなしに供給するとい
ふようなことは、さつきも申ししまし
た通り公正な取引方法に該当するのであ
ります。そうして若し八幡のような大
きなものが再販価格維持を締結するこ
とをがえんじないといふことのために本
制度の意義が失われるのではないかと
いう御懸念の御質問でございますが、
現在考えております、ここに出しま
した案では、そういう虞れが多分にあ
らうかと思ひます。それで実は衆議院
の委員会等におきまして、これは現在
アメリカがやつております通り、再販
売価格の契約をしないものに對しても
強制力はあるようにすべきでないか
という御意見もあつたのであります
が、只今の我々の考えといたしまして

は、契約を結ばない人に対して強制さ
せるといふことはいささか行過ぎじや
ないかと思つてその点は規定しなかつ
たわけでありま。

○奥むめお君 その問題の裏返し、質
問でございますが、今度の改正案に協
同組合が農業協同組合なんかには再販
契約を維持しなくてもいいという例外
をお認めになりましたが、私ども消費
者のほうから考えますと、そういう定
価売りしないところに対して、もう品
切れですといふ取引を事実上しない
という想定ができるわけですか。そう
いふ場合にはどういふ助ける途が用意
されておりますか。メーカーがもうない
といふのです、品物を注文したとき
に。協同組合でなくつた場合に注文
しますが、あつたは定価販売しないか
ら例外だから品物がありませんといつ
て断られる。ないからないといつて
断られるといふことになるのです
ね。そういうメーカー業者のほうに防
禦の対策をとる可能性があると思いま
す。そういう場合にはどういふ助ける
途が用意してあるのですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 生活協同
組合等が、この再販価格維持契約の強制
を免れて行くといふことのために、メ
ーカーがそういう組合に対して品物を供
給する際に、品切れといふような口実
の下に供給を差控える虞れはありはし
ないかといふ御質問だと思ひますが、
この点について実際に、本日に品物
がない場合は別といたしまして、品物
はあるがそれが定価売りをいたさない関

結構だと思ひます。いろ／＼消費者と生産者、或いは販売業者との利益の対立がございますので、結局はそういうふうな利益の調和点を見出すことにあるのじやないかというふうに考えております。いろ／＼両方からの主張を組合せ、調整しますと、大体この辺が現段階の独禁法の改正としては適當であらうかと存じております。

○小林英三君　では中川君の質問に大体関連しておりますから、承わりたいと思ひますが、昭和二十二年に制定されました現在のこの独禁法ですね、これは勿論占領下において制定されたのでありまして、私どもが素人として聞いておりましたが、まあ相当苛酷とい

いいますか、峻厳といひまするか、ここにも各国の独禁法との規定の対照を頂戴しておりますが、まだよく読んでおりませんからわかりませんけれども、とにかく相当厳しい独禁法であるように私どもは考えておりますが、公正取引委員会におかれましてもやはりそういうふうにとその当時お考えでありましたかどうか。

○政府委員(横田正俊君) その点は全

御同感でございます。それはむしろ、司令部自身もこの法律は日本の民主化を促進するために少しきつめにできており、又これを施行する態度も、むしろ少しきつめに指導をしておるといふことを当時総司令部自身も認めてお

つたようであります。

○小林英三君 先ほど横田委員長のお話によりますと、日本が独立をする前から日本の経済の実体に副うて何とか独禁法を改正しなくちやならないというようなお言葉を聞いたのであります。が、前段に私がお伺いをいたしまし

体他と比較してどういふところにあるかといふような点を一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 今回提案されております独禁法の改正案によりますれば、お手許に各国との比較の資料がございますが、このうちで現在西独におきましてその国会において審議されております競争制限法というものとは大体同じでありまして、或いは場合によつてはそれよりも幾分緩和している点があるかと思ひます。一番各国のうちで嚴格なのはやはりアメリカの法制であります。尤もアメリカの法制は御承知の通り条文といたしまして

ては非常に簡単な条文になつておりまして、それが実施の過程におきまして、委員会の審決なり或いは裁判所の判決なり、そういうおの／＼のケース・バイ・ケースに判例が重ねられておりまして、それがむしろ実質の法規と同じ効果を持つておるわけでありま

す。それからよく現行法を各国と比較いたします際に引合いに出されますのはイギリスの法規であります。イギリスの法規につきましては、御承知の通り、いわゆるカルテルの問題につきま

しては業者が自主的にカルテルを実施いたしまして、そうしてまあいわゆる

届出主義であります。そうして行過ぎの分は後に是正する、こういうやり方をいたしておるのであります。その意味におきまして、日本の今回の改正によりまする法制はイギリス等と比べて相当厳格であるのではないかと、少くともイギリス並みにしたらどうかという意見が財界等からも、特に鉄鋼関係の業者のほうからそういう御意見が出ておるのであります。併し実は我

によつては逆の結果を招くような虞れもなしとはしないだろうと思ふのである。一方、方点二つ、この政府側

の一個御所見を承わりたい。

○政府委員(小室恒夫君) 先ほども我が国の経済の国際競争力を強化する

ために独禁法を或る程度緩和しなければならんということを申し上げたのであります。これはまあ独禁法自体で

なくて輸出入取引法その他を含めて申上げたわけですが、それはともかくといしまして、この独禁法の中

で以て、今度新しくカルテルを認める場合に不況カルテル、合理化カルテル、この二つ大ざつばに言つてあるわ

は、これは特定物資の需給が非常に不均衡になつて、生産費割れというよう

「あ、こういふことでございますので、
はあ不況カルテルを結んだから直ちに
当該物資のコスト高というか割高が更

に促進されるというふうにも考えまされけれども、ただどうしてもこういう不カルテル等は悪く行くと価格の吊上

になる、そうするとただでさえ価格割高になつてゐる日本の輸出物資にいて高くなるという懸念はございま

のてこれに認める点は私どもとして十分嚴重に審査いたしたい、こういう方でございます。それから合理化のほうでございますが、これは

各理化カルテルは品質の向上、能率向上或いは価格の引下げ、結局まあ最終的にはいい品物で価格が下るとい

ことを目的にして今度新しい合理カルテルを結ぶ途を開いておりますかなりしぼつた規定にもなつて

だけの価格引下げになるというように、
ことを今から想定することは少しく早
計かと思いますが、併し今までの日本の
産業或いは業界全般に非常に無敵な競
争をして無敵な投資をや、どうも一
社一社の立場だけで進んで、結果的
に非常につまらない浪費になつて、更
にそれが物資のコストを高めるとい
うような弊害も至る所に見られること
であります。合理化カルテルをそうい
う際に認めまして、そういう浪費をで
きるだけ防いで行く。例えば厚鉄なら
厚鉄の協同組合、機関の回収という
ようなことも合理化カルテルの一つの
狙いにもなつてゐるようでございます。
す。まあやたらに制限された物資供給
の、制限された物資を買い漁ることを
をやめて鉄のコストの引下げに役立て
よう、そういう趣旨のようでございます
すが、いろいろやり方があると思いま
すが、究極において独禁法の例外規定
として認められたカルテルはどの程度
というところはなか／＼申しかねますけ
れども、日本の輸出品の競争力を阻害
しない、又強化する方向へ好影響があ
る、こういうふうなことを考へておきま
す。

○中川以真君 今の面は今後の運営に
おきまして極めて重大な問題と思いま
すので、その点は一ツ通産当局におきま
しても十分慎重にやつて頂きたい。殊
に通産省に對しましては、多年基礎産
業がいわゆる中小企業等の犠牲におい
て輸出されるというようないことがない
ようにもつと國家としてこれの合理化
を促進し助成する途が幾多あると思
います、そういう点を併せて十分に御考
慮を希望いたします。これは
御答弁を要しません。
それからもう一つ伺いたいのは、ト

ラストについてですが、十條によりま
す、競争を實質的に制限するようない
わゆる株式の取得等は禁止をされてお
るのであります。が、實質上独占的な会
社が存在するやうな場合ができて来る
と思ひます。例えば競争会社が力にな
くてそれが自然消滅してなくなつてし
まつた、そういう場合にはその会社は
自然のうちにこれは独占的な事業にな
つて行く場合が想像されるのでありま
すが、そういう際には又再び集中排除
法みたいなことを実施される御意向か
どうか。これは公取のほうではどうい
うふうに考へておられますか。そういう
場合は予想されておらないかどうか。
この法律を見ますと、そういう場合は
は一応取締上そういうことをしなければ
できないように考へられるのでありま
すが、その点を一ツ御説明を頂きた
いと思ひます。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 現在の現
行法におきましては、不当な事業能力の
較差を持つてゐる会社に対する取締規
定があるのであります。併しその場合
におきまして、そういう能力を持つ
に至つた過程なり原因において、これ
は公正な適正な競争の結果というふ
うになつた会社でありますれば、これ
は取締るというつもりはなかつたわけ
であります。併し今回の改正におきま
しては、不当な事業能力を持つ事自体
が現行法においては取締の対象になつ
ておるのかとよく誤解されております
点もありません。又そういうふうな大
きくなる過程において適正な競争の結
果となつたといふことも、なつたの
ちにおいてその独占力を利用して取引
制限或いは独占等を行なつて、他の業
者を圧迫するといふやうな場合には、

現行法の第三條の規定によつて十
分取締が出来ます關係上、不当な事業能
力を持つ会社自体に対する規定は削除
いたした次第であります。今後そうい
うやうな会社ができた場合に再びそのよ
うな不当な事業能力を持つ会社そのもの
に對してそれを排除する規定を置くか
どうかといふ点につきましては、先ほど
申しました通りこの改正法なり或いは
現行法においても他の規定で十分その
弊害を取締ることができまゝです。そ
ういふ規定を置くことは考へておられ
ない。こういうふうな思ひ次第でありま
す。

○豊田雅孝君 獨禁法の改正の必要性
といふものは、從來政府の言われて來
ておるところによると、第一に對外貿
易のために必要だといふふうな言われ
て來ておるの必要だといふところが今
回輸出取引法が改正せられて、ところが
輸出取引法の内容も非常に強化され
るようになるのであります。価格カル
テル或いは数量カルテルも行へる。又
貿易業者だけで足らんという場合に
は、製造業者なり販売業者なり事業者
なども協定ができる、それでもなお
足らんときには政令でアウト・サイダー
まで抑えられるといふことになつてお
るのであります。非常に輸出入關係、
貿易關係については、今回圓期的に規
定が強化せられてあります。が、私も貿易
については、勿論かようなやり方が必
要だと思つております。併し貿易關係
については、この強化された輸出取引
引法さえあれば獨禁法を特に緩和する
必要がないじやないかといふふうな考
えるのであります。その点について
御意見はどうですか。

○政府委員(小室恒夫君) まあ今回の
獨禁法の改正案の眼目が不況カルテ
ル、合理化カルテルを新たに認めると
いうことにあると考へるわけでありま
すが、その場合に我が國の經濟が底が
残いた一言に申しますが、輸出産業を
含めた重要産業が經濟變動に對して
伸縮性のある対策が講じられないとい
ふ、常に過渡競争をや、そして負債も
かさみ、或いは一部は倒産するといふよ
うな事態に陥る危険性が非常にあるわ
けであります。只今までの程度の市況な
ら或いは或る程度持ちこたえて行く、更
にそれが悪化すれば、相當の經濟混亂
を招くといふやうなことも予想されま
すので、輸出産業を含めてそういう産
業に對して不況に對する途を講じて
行き、それから更に積極的に合理化カ
ルテルによりましてコストの引下げを
図るといふことをやらせることは、こ
れは全く我が國の經濟の國際競争力を
高める、或いは個々の輸出産業の對外
競争力を培養するや、は、一つの基本的
な方策ではなからうか、こういうふう
に考へるわけでありまゝ。輸出取引
法はいずれかといふと、貿易の輸出
の出口、入口の面だけを抑えており、
輸出産業に對しては、中小企業安
定法と並んでやはり獨禁法の緩和とい
うことが必要であらう、こういうふう
に考へるわけでありまゝ。

○豊田雅孝君 お話を聞いて見まして
も、結局海外貿易關係については私は
輸出取引法を巧妙に運用するといふ
ことで目的は達せられると思ふのであ
ります。従つて今回改正した結果が
どこへ本當に狙いを持つて行くかとい
ふことになる、結局は國內産業關係
に持つて行くのだといふことになる
だらうと思ふのであります。その点
はお認めになるのか。

○政府委員(小室恒夫君) 輸出振興の
方策にいろいろございまして、國際的
に競争可能な價格で物を売ることも第
一前提であります。が、同時に非常に物
が安かつたら安かつただけでいいかと
申します。やはり或る相場がかなり
続くといふ目安があらうと思ふので、安
い價格が更に安くなる、どこまで下つて
行くかわからんといふやうな状態で
は、なか／＼取引もできないのであり
まして、これは綿製品なんかでも、昨
年の春頃にはそういう状態に一時あつ
たのであります。が、どこまで下るかわ
からんといふやうな状態では甚だ輸出
振興の阻害になるわけでございます。
て、一例でございますが、やはり我が
國の經濟が安定する、又個々の業種に
ついては余り經濟的に市況が混亂した
やうな事態が生じないことが、やはり
輸出取引を成立する一つの前提にな
るかと思ふのでございまして、これは一
断面でありまゝ。

○豊田雅孝君 そうすると、結局輸出
入關係については、貿易關係について
は、大体輸出取引法の運用でいいの
であるが、國內産業關係において今回
の獨禁法の緩和が必要だといふふうな
解釈してよろしいございませうか。
○政府委員(小室恒夫君) 私只申上
げたのは、その反對の意味で申上げた
のであります。やはり出口、入口の貿
易業者の行方取引だけの点で抑えない
でやはり肝心な輸出品を作りま
す輸出産業自体についても適度の安定
措置を講ぜられたい、輸出取引が
円滑に行かない、やはり輸出振興が期
せられない、こういう意味で申上げた
わけでございます。

改正案を見ますと、海外市場の模倣によつてもいろいろ活動することができようであります。又国内関係においては生産者が主になつていろいろやるという場合には、これとタイアップして貿易業者がやるということもできる。従つて生産面にまで相当及ぼし得るというふうに輸出の面においてはなつておると思うのであります。従つて貿易関係については、この今回の輸出入取引法だけでは十分には効果が發揮できるのではないかと。むしろ今回の独禁法の改正案よりもつと確いのじやないか。今回の独禁法の緩和案でもアウト・サイダーまでどん／＼行くといふようなことになる、なかなか技術的に困難じやないかと思うのですが、むしろこの点は輸出入取引法のほうがはつきりしていると思うのであります。私はいろいろ説明を承わるのでありますけれども、輸出入取引法が今回のような非常に強い改正を見るようになつた事情変更といふものを考へ併せて見ますと、独禁法の緩和を考へられたのが、そのもう一つ前に考へられたことなのであつて、輸出入取引法をあれだけ強化させて来たということを考えて見ますと、必ずしも貿易関係については独禁法を緩和する必要がないのではないかと思うのであります。この点公取としては如何お考えでしょうか。

○政府委員(横田正俊君) 輸出入貿易の關係につきまして今回独禁法を改正する際におきましては、この考え方としては不況カルテル、合理化カルテル及び貿易面のカルテル、こういう三つの問題につきまして、むしろ一番多く考えたのであります。併しそれは別の法律に

いたしてありまして、ただこれは先
ど通産省の政府委員から御答弁があ
たと思ひますが、輸出入取引法は、や
りその輸出、輸入のその面において
ういう協定を相当大幅に認めたので
りまして、これが国内産業、国内工業
及ぼす点につきましては、これは特
我々のほうからも要望いたしまして、
そういう条文が入つておると思ひま
すが、そういう輸出或いは輸入貨物の同
種類の貨物の国内におきます事業公
野におきます取引制限にならないよ
うにという一点が最後の線として残
ておるのであります。従つて輸出入取引
法は主として輸出される面、或いは輸
入されるその先において限定いたして
ありまして、それが国内に及ぼす影響に
ついては、その面につきましてはこの
独占禁止法の対象にしようという意味
で法制ができておる次第であります。
○豊田雅孝君　只今の御答弁を聞け
ばなお私は一層私が言つたようにな
らなれると思ふのであります。對外開
係、海外市場との關係においては、こ
れは輸出入取引法でいいと思ふのであ
りますが、国内關係においても勿論必要
だと私は思うのであります。従つて
この独禁法の緩和といふものは、對外
的な海外市場におけるいろいろな變化
に伴う關係においては法律というより
も、むしろ輸出入關係にいたしまして
も、国内で受けていろ／＼やらなけれ
ばならぬ面においての關係を主として
狙つておることになるのではないかと
要するに国内關係に重点を置いて運
用せられることになるのではなかつた
か、こういう質問なのであります。

○政府委員(小室恒夫君)　輸出産業、
これは国内産業でございます。又輸

出産業は成るほど輸出物資を主として作つておるにしても綿製品一あれ、或いはその他の製品であれ、国内のものも一緒にやつておるわけでありまして、同時にいわゆる国内産業でもあるわけにあります。私も独占禁止法を改正する際に、常に輸出振興ということを頭に置いて、そういう角度から改正案についてもずっと考えて参りましたけれども、直ちに輸出産業が国内産業であるという意味の、国内問題とおつしやるならば、これは国内問題だという面もございます。

○豊田雅孝君 次の問題といたしまして、政府は非常に物価引下げ、コストの引下げということをやかましく言つておられます。又實際今のままで行つて物価が下つて来るかも知れないし、又下りつつあるというふうに見られる面があるかと思うのですが、かように物価の下つて来ようとするときには、当然当該商品の価格がその平均価格を、平均生産費を一時的に下廻るということは出て来ると思うのであります。ところが二十四条の三で、不況カルテルをそういう場合には行わせる、甚だしい場合には価格カルテルも行えるということになりますと、これは物価引下げのてこ入れをせられるというところに、結果的には運用の重点が置かれて来ると思います。まあこれは先ほど中川さんも言われましたけれども、合理化もしにくいようなことにもなるのでありますようにし、或いは却つて輸出振興に困るというふうな問題にもなるかと思うのであります。要するに国内的に見ますと、今回の独禁法の改正によりまして、物価引下げの障害になつて来るというふうな考える面が非常に多いと思

うのでありまして、この点について政府が非常に物価引下げをやかましく言つておられるのでありますが、これと場合によつて矛盾する結果が出て来る。勿論一舉に下ることを抑えるののだ、それが狙いなんだというふうに言われるのでありまして、併しだん／＼下る、それが阻害せられるというところになつて来ますと、これは非常に大きい問題になつて来るというふうに考えるのでありまして、その点についての御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(小室恒夫君) 確かに我が国の輸出品のコスト或いは価格が國際的に見て割高であるということが、輸出振興の大きな痛になつておるわけでありまして、できるだけ合理的な行き方であつて価格が下るといふことは、是非推進して行かなければならないこととあります。又一時の不況で価格が下つた、併しこれはすぐ回復するといふような一時的なものに對して、直ちに価格のてこ入れをやるということは、これは結果において我が国の物価の割高を更に強化させるということになると思ひます。この法律に書いてございますように、非常に嚴重な制限の下においてだけしかいゝゆる不況カルテルはやらなと、こういうことになつておるわけでございます。この經濟的な條件として、当該商品の価格が平均生産費を下廻つて、而も当該事業の相当部分の事業者が事業継続が困難になる虞れがある。これは随分きつい規定でありまして、反対の立場からこれを批判いたしますと、そんなきつい規定では、一体不況カルテル、不況防止として間に合うかどうか、そういうような

批評もあるくらいでございまして、その規定を厳格に適用して参るということになれば、今の不況カルテルによつて物価の割高を助長して、輸出に一層の障害を与えるということはないと考えております。

○豊田雅孝君　これが実行せられるときに斷重に行くということだといひのであります。多くの場合、一つの途が開けると、殊に法律によつてそれが開けた場合には、特に日本においては奨励的な傾向を來たすのでありまして、どんなそれが行われるということになる處れも多分にあるのであります。殊に現在でも原料高の生産安という傾向が非常に強いことは御承知の通りであります。これは結局原料業者のほうが有利であつて、加工業者のほうは不利であるということになるのであります。日本は現状から見ますると、大体原料業者は大企業者が多いといふことになりまして、大企業者のほうが有利であつて、加工業者等の中小企業者は不利だということになると思ふのであります。従つて今改正が行われるということになると、中小企業者、消費者、加工業者などの非常に脅威となるといふことは、これは蔽ひがたい事実だと思ふのであります。従つてこの際不況カルテル、特に価格カルテルまで認めようとするといふことは、私は非常に問題じやないかと思ふのであります。これを認めようといふことになると、私は公正取引委員会の性格も、今までと變つて来るのじやないかといふふうに思ふくらいなんであります。が、不況カルテル、殊に価格カルテルは公取としても追加せられたなかつたといふふうなことも大體す

るのでありますが、又前回の案にはなく、今回追加せられたというように、ことに開いておるのでありますが、この際貿易関係につきましては、とにかく対外的な最も重要な関係それ自体については、輸出取引法もできたこととありますから、不況カルテル、特に価格カルテルの条項は削除しようというお気持ちにおなりならんかどうか、この点公取のほうからも伺いたい。

○政府委員(横田正俊君) 只今の御懸念は誠に御尤もでございます。若しこのカルテルを非常にルーズな態度で認めるということになりますと、関連業者或いは一般消費者にいろいろ迷惑の及ぶことは、このカルテルについていろいろの今までの弊害等々を思い合せまして、よくわかるのでございますが、従いまして今回は先ほど小室次長から申されましたように、非常に要件を重くいたしますと同時に、関連業者や一般消費者に迷惑をかけるようなものについては認可をいたさない、仮に認可した後も、そういう事態がはつきりいたしますれば、これを取消して参るといふようなことにいたしてあるわけでございます。なお価格カルテルにつきましては、実は一応条文には書いてございまして、あそこにごさいますように、技術的に数量制限では目的を達しない場合、これがどういふものがそれに該当するか、具体的に現在どういふものがそういうものに該当するかというところは、余り適切な実例がない、思い付かないくらいのものでございまして、更に今回追加いたしました、操短、数量制限をやつてみたが、なお十分に効果を奏しない場合に、併せて価格カルテルをするこ

とができるという途を開きましたのも、何もここで価格カルテルを安易に認めようという趣旨は全然ございまして、相当の分量を生産制限をいたしましてもなお効果を発揮し得ないような、極めて稀なる場合に例外的にそういう途が開かれておつてよいのではないかとしような、主として通産省のほうの意向もございまして、この適用を厳格にいたしなくてはならぬ、これによる弊害もないことと存じまして一応こういう規定を入れたわけでございまして、決してその規定によりましてそのしわ寄せを中小企業その他関連業者のほうに寄せるというような結果のないことを私も期しておる次第でございます。

○中川以夏君 只今豊田委員がいろいろ御指摘になつたのであります。この法律を見ますと、中小企業の組合は適用の除外になつておるのであります。中小企業は御承知の通り、元来経済的に非常に弱い業種でございますので、これらが組合を作つてそうして初めて公正な競争条件を獲得しようというふうな努力しておるのであります。ところが第二十四条を見ますと、小規模業者の組合が一定の取引分野におきます競争を制限することとあり得るやうに但書に書いてございまして、これは一体どういふ例をお考えであるか。それから同時に大体これと関連をいたしまして、本日もこの委員会で審議をして参つたのであります。特定中小企業の安定に関する臨時措置法を改正いたしまして、恒久立法として中小企業をこの独禁法に

の関係を一体公取としてどういふふうに関係になるか。今中小企業の安定に関する法律が妥当であるとお考えであるかどうか。これらの点について一つ御所見をお聞きたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の小規模業者の組合に關する二十四条は、申されまじうに、大企業者には許されぬカルテルを中小企業のみには許すという趣旨の適用除外規定でございます。この但書の一定の取引分野における競争を實質的に制限するといふ問題は、殆んど中小企業の場合には余り考えられないのでございまして、小さな小規模業者ばかりでやつておりますやうな業種につきましては、その大部分のものが結束いたしまし、することによつて、やはり一定の取引分野における競争を實質的に制限するといふ場合があり得るのでございまして、これは御承知の通りに床屋さんであるとかさういふものは、大規模業者はないうやうでございまして、これらが結束いたしまして、非常に理髪の料金を不当に引上げて消費者に迷惑をかけることとすれば、中小協同組合だからいいじやないかといふやうなものでございまして、こういうやうな場合には、一定の取引分野における競争を實質的に制限することによつて不当に代価を引上げる、こういう但書に該当するといふことになりまして、そういう場合をこの規定は考へておるわけでございまして、なお特定中小企業の安定に関する法律を今回一般的なものにいたしましたことにつきましては、私も最初は最初からさういふふうに考へておりました、なお今回今度の独禁法の改正ともからみまして、いささか特定中小企業

のあの法律のほうも相当カルテルを結ばざる範囲を拡大いたしたりなんかいたしてありますが、大体において今度の議員提案の改正案につきましては賛成でございます。ただ細かな点につきましては多少私どもの意見を申し上げた部分もございますけれども、全体といたしましては非常に賛意を表しておる次第でございます。

○中川以夏君 只今の御答弁中、特定中小企業の安定法に關して細かな部分についての意見を多少述べになつたといふことがございしましたが、それは細かな部分について同意しがたいものがあるのですか、どうですか、それはどういふ点でございませうか。

○政府委員(横田正俊君) 只今余り細かな点は明確に覚えておりませんが、例えはあの業種の指定といふこと自体が、これはいろいろ法制的の問題になりますけれども、要らないのじやないかといふこと、私もとしてはあんなう一々指定をいたしませんでもあんな条件に当てはまつて来ますものは、すべてああいう一種の調整組合を作り調整規程を設けることができるやうにしようといふのが第一でございます。その他の点は実は私まだ法の詳細を讀んでおりませんので、果して我々の述べた意見がそこに入つておるかどうか正確に存じませんが、もう一つは公正取引委員会との関係におきまして、丁度今度の改正案にございまして、独占禁止法を認可いたしましたけれども、全然まる／＼外してしまふのではなく、不公正な競争方法を用いる場合とか、或いは公正取引委員会がもうさういふ調整規程はやるべきで

はないかといふことを申出た場合に、今度の改正案でございまして、それから一カ月たちますと独占禁止法が働くやうになるのでございます。それらの点につきましてはどうも今度の改正案には入つておらないやうでございまして、これは勿論中小企業と普通の場合は多少趣きが違ふかとも思ひますが、併し我々の立場からいたしますと、もうさういふ調整規程はやるべきではないかといふ場合に、通産省のほうで認可を取消さなかつた場合に、我々としては何らの手も打てないといふやうなことは困るのではないかと、さういふ点、大体大きな点はそんなところでございまして。

○中川以夏君 今の問題につきましては私は質問を留保いたしまして、今日は提案者もおきませんから、改めて本問題は再質問いたします。

○豊田雅孝君 先ほどの続きなんですが、認可については厳重にやられるといふお話なんでありまして、これを保障する途は何があるのかどうか。具体的に言いますと、カルテル認可の基準といふものを明らかにすることができるといふか、さういふ点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) これは独占禁止法のいろいろ規定に通じた問題でございまして、例えば操短を何割やつてさうしてなお効果が挙らなかつた場合に、初めてカルテルを認めるといふやうな御趣旨だと思ひますが、これはどうもその業態なり或いはそのときの状態なりによりまして、一概に何割操短をやつた上でなければ価格カルテルは認められないといふやうな一般的な、

るな思わしくないようなことが発生する、併しこれは貿易政策においてその企業を擁護して貿易を発展させる上において必要である、併しながら自然そこには他の業種に不利を与えるようないわゆる思わしくない、今おつしやる通りの線が出るかも知れない、それを公益を害すると解釈すべきか、これは自然その事業を安定させて、それを放置しておくことによつて経済界が非常に混乱するというのを防止するといふ点に想到しますと、その処置は公益に反するがごとくに見えても、究極においては経済界を安定させる、自然被害をこうむつたように見られる爾余の事業も初めてそこでいい影響を受ける、こういうことになりますとそれは公益を害したのではない、こういうふうな考えで見なければならぬと思ふのであります。これを直ちに好ましくない結果が起つた、これは公益に反するといふような解釈をとられては甚だ遺憾だと思ひます。ややもするとそういう解釈が行われ勝ちである。なお又先ほどお話のように、カルテルを許す場合でありますが、企業が非常に不況をこうむつて打撃をこうむつて、至る所に取付が起り、倒産するものが起り得るらしくなつて来たときに初めてこれを認めるというがごときは、この前本会議において私が質問し、委員長から答弁があつたのであります、それは救うがために病人に薬を飲ますのか、もう駄目になつて見込がなくなつてから薬をやる。生かすのではない、これはまさに死ぬと運命がきまつた者に初めて薬をやる、これは面目くないことである。やらんも同じことであるといふことに對するあなたの答弁は、薬といふもの

はそれはやるときが大事である。タイムリーにやらなければいかんという御答弁でありましたが、まさにその通りである。私はそれを言わんとして答弁を求めたのであります、これらもどうも甚だ私は納得が行かんであります。要するに納得が行かんであります。今更ここで議論をしても仕方がない。ただ一方的にいろ／＼これでは強過ぎるというふうな議論もあつて、それが速記録にもとめられるといふことであつては私も一応申上げなければ工合が悪い、こういうような意味で申上げるのであります。もうすでに矢は弦を放れたりのような運命になつておりますから、この上蛇足を加える必要は私はないと思ひます。一応私たちの考えはその通りであります。これはまさに正論だと信じております。それだけを申上げておきます。

○委員長(早川慎一君) なお御質疑があるようでございますけれども、次回に継続することにして、本日はこの程度において散会いたしたいと存じます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(早川慎一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

昭和二十八年八月四日印刷

昭和二十八年八月五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局